

議員提出第 13 号議案

兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例

兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 12 日提出

議会運営委員会

委員長 内 藤 兵 衛

## 兵庫県条例第 号

### 兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理に関する基準その他必要な事項を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、県民の負託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

#### (責務)

第2条 議員は、県民の負託を受けた代表として、法令を遵守することはもとより、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

#### (政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等とともに、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員の品位及び名誉を損なう行為により、県民の兵庫県議会（以下「議会」という。）に対する信頼を損ねてはならないこと。
- (2) 人権を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）、人権侵害行為の扇動、第三者による人権侵害行為に賛同する旨の意見の表明又は人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。
- (3) 議員の権限を濫用し、又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。
- (4) 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- (5) 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- (6) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。
- (7) 議員の資金管理団体（政治資金規正法第19条第2項に規定する資金管理団体をいう。）及び後援団体（公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）に、前号の寄附を受けさせないこと。
- (8) 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反するとの批判を受けたときは、真摯かつ誠実に

事実を説明し、その責任を明らかにしなければならない。

(審査の請求)

第4条 議員は、他の議員において政治倫理基準に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で2以上の会派の議員の署名又は記名により、理由を付記した文書をもって、議長に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条の請求（以下「政治倫理審査請求」という。）があったときは、これを審査するため、議会に兵庫県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員14人以内をもって組織する。
- 3 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 5 審査会に会長及び副会長を置く。
- 6 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。
- 9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

(審査会の運営)

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 審査会は、会長が招集し、主宰する。ただし、審査会の設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。
- (2) 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- (3) 議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (4) 審査会は、原則として非公開とする。
- (5) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員その他関係者、優れた識見を有する者等に対し、審査会への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- (6) 審査の対象となる議員（以下「被審査議員」という。）は、審査会から出席の要請があったときは、出席し、誠実に答える義務を負う。
- (7) 被審査議員は、審査会に対して口頭又は文書により弁明することができる。
- (8) 会長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させ

なければならない。

2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が審査会に諮って定める。

(必要な措置の要求)

第7条 審査会は、被審査議員につき、政治倫理基準に反すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の賛成により、次の各号のいずれかの措置を講ずるよう、審査の結果に明記することができる。

(1) 口頭注意

(2) 文書警告

(3) 議場における陳謝の勧告

(4) 役職辞任の勧告

(5) 出席自粛の勧告

(6) 議員辞職の勧告

(7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

(議長への報告及び名誉回復措置)

第8条 会長は、当該審査の結果を文書により議長に報告するものとする。

2 審査会は、前条に定める措置に至らなかった場合で、被審査議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理基準に反する事実が存在しない旨を議長に報告するものとする。

(審査結果の通知・公表等)

第9条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該政治倫理審査請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知するものとする。

2 被審査議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対して意見書を提出することができる。

3 議長は、審査の結果及び前項の規定により提出された意見書を公表しなければならない。

(措置)

第10条 議長は、第8条の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認めた措置を講ずることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

兵庫県議会議員の責務、政治倫理に関する基準その他必要な事項を定めることにより、政治倫理の確立を図るとともに、県民の負託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与するため、この条例を定めることとした。

議員提出第14号議案

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

議会運営委員会

委員長 内藤兵衛

兵庫県条例第 号

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

兵庫県議会基本条例（平成24年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

兵庫県議会の最高規範である「兵庫県議会基本条例」に政治倫理に関する条例を位置づけるため、改正条例案を提案する。

## 決 議 案 提 出 書

別紙「増山誠議員に対する問責決議」(案)について、議決されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

増山誠議員の問責を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜 田 知 昭 様

提出者	兵庫県議会議員	門	隆 志
	同	佐 藤	良 憲
	同	谷 口	俊 介
	同	松 本	裕 一
	同	越 田	浩 矢
	同	小 泉	弘 喜
	同	上 野	英 一
	同	迎 山	志 保

## 決議案 第4号

### 増山誠議員に対する問責決議

我々兵庫県議会議員は、兵庫県議会基本条例第13条において、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならないとされている。

しかしながら、増山誠議員は当時、文書問題調査特別委員会委員の立場でありながら、知事選挙への影響を考慮し、秘密会とすることに自身も同意した同委員会の議事内容を、許可なく録音した上で、当該音声データを知事選挙の立候補者であった政治団体党首へ提供した。音声データには、個人のプライバシーに関する発言内容が含まれており、重大な情報漏えいに当たるだけでなく、広く拡散、悪用されたことにより、知事選挙期間中の混乱を招いた。また、その後の文書問題調査特別委員会の運営等にも影響を及ぼした。

これらのことは、県民の負託を受け、県民の範となるべき兵庫県議会議員としての自覚に欠ける行為であるとともに、本県議会の名誉を傷つけ、県民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的、政治的にもその責任は極めて重い。

よって、本県議会は、増山誠議員に対して、本県議会の信頼を失墜させた行為について反省を求め問責するものである。

以上、決議する。

令和7年6月12日

兵 庫 県 議 会

## 決 議 案 提 出 書

別紙「岸口みのる議員に対する問責決議」(案)について、議決されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

岸口みのる議員の問責を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜 田 知 昭 様

提出者	兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
	同	松 本 裕 一
	同	伊 藤 栄 介
	同	岸 本 かずなお
	同	越 田 浩 矢
	同	小 泉 弘 喜
	同	迎 山 志 保
	同	北 上 あきひと
	同	小 西 ひろのり

## 決議案 第5号

### 岸口みのる議員に対する問責決議

我々兵庫県議会議員は、兵庫県議会基本条例第13条において、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならないとされている。

しかしながら、岸口みのる議員は当時、維新の会兵庫県議会議員団団長であり、更には文書問題調査特別委員会副委員長の立場でありながら、今年の知事選挙期間中に、民間人と共に、知事選挙の立候補者であった政治団体党首と面会し、この場において同委員会の委員を誹謗中傷する内容などが含まれた真偽不明の文書を、その内容を事前に知っていたにもかかわらず手渡したことにより、知事選挙期間中の混乱を招いた。また、その後の文書問題調査特別委員会の運営等にも影響を及ぼした。

これらのことは、県民の負託を受け、県民の範となるべき兵庫県議会議員としての自覚に欠ける行為であるとともに、本県議会の名誉を傷つけ、県民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的、政治的にもその責任は極めて重い。

よって、本県議会は、岸口みのる議員に対して、本県議会の信頼を失墜させた行為について反省を求め問責するものである。

以上、決議する。

令和7年6月12日

兵 庫 県 議 会

同意人事案件資料（令和7年6月県議会）

委員名	定数	任期	任期満了・辞任者	新たに任命しようとする者	他の現職者
監査委員	4人	識見を有する者 4年 議員 議員の任期	<p>【識見を有する者】 花岡正浩 〔TC神鋼不動産(株)〕 取締役会長 〔任期満了 6/30〕</p> <p>【議員選任】 吉岡たけし 岸本かずなお 〔辞任 6/12〕</p>	<p>※再任 花岡正浩 〔TC神鋼不動産(株)〕 取締役会長</p> <p>【議員選任】 岡つよし 前田ともき</p>	<p>【識見を有する者】 高永徹（県OB）</p>
公安委員会 委員	5人	3年	<p>津田隆雄 〔姫路商工会議所副会頭〕 ハリマ共和物産(株) 代表取締役会長 〔任期満了 6/30〕</p>	<p>※再任 津田隆雄 〔姫路商工会議所副会頭〕 ハリマ共和物産(株) 代表取締役会長</p>	<p>①県議会同意 澤田隆 （歯科医師） 小坂圭一 （尼崎商工会議所副会頭）</p> <p>②神戸市議会同意 高見澤恵美子 （関西国際大学教授） 水谷恭子 （弁護士）</p>

# 議 事 順 序 ( 案 )

第 3 7 1 回 定 例 会  
第 4 日 ( 6 月 1 2 日 )

## 1 開 議 宣 告

## 2 諸 般 の 報 告

- (1) 議員定数等調査特別委員会設置の発議について (写配付)
- (2) 本日議員並びに知事から提出された議案 (件名一覧表配付)
- (3) 提出された意見書案並びに決議案

## 3 議案一括上程

第 6 2 号 議 案 不 可 決 議 案 第 7 7 号 議 案  
報 第 1 号

- (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申出

### ① 文書報告

総務、健康福祉、産業労働、農政環境、建設、文教の  
各常任委員会委員長

- (2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

### (3) 討 論

北 上 あきひと 議員

増 山 誠 議員

庄 本 えつこ 議員

丸 尾 ま き 議員

- (4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

## 4 追加議案一括上程

第 7 8 号 議 案、第 7 9 号 議 案

- (1) 知事提案説明
- (2) 議事順序の省略議決 (簡易採決)
- (3) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

## 5 議員提出議案一括上程

議員提出第13号議案、議員提出第14号議案

### (1) 提案説明

内 藤 兵 衛 議会運営委員会委員長

### (2) 議事順序の省略議決（簡易採決）

### (3) 表 決（簡易採決）

## 6 請願一括上程

### (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申出

（請願の審査結果報告並びに閉会中継続審査申出一覧表配付）

#### ① 文書報告

総務、健康福祉、文教の各常任委員会委員長並びに  
議会運営委員会委員長

### (2) 委員長報告に対する質疑（終局）

### (3) 討 論

白 井 たかひろ 議員

久保田 けんじ 議員

### (4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

## 7 意見書案一括上程

意見書案第63号ないし意見書案第71号

### (1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

### (2) 討 論

久保田 けんじ 議員（反対）

### (3) 表 決（採決方法別紙のとおり）

## 8 決議案一括上程

決議案第4号、決議案第5号

### (1) 提案説明

門 隆 志 議員

伊 藤 栄 介 議員

### (2) 決議案に対する質疑（終局）

### (3) 討 論

佐藤 良憲 議員（反対）

庄本 えつこ 議員（賛成）

白井 たかひろ 議員（反対）

(4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告（報告書配付）

（ 休 憩 ）

（ 再 開 ）

10 議会運営委員会の委員の選任

(1) 議会運営委員会の委員の定数の決定（簡易採決）

(2) 議会運営委員会の委員の選任（議長指名、簡易採決）

11 常任委員会の委員の選任（議長指名、簡易採決）

12 常任委員会の委員長及び副委員長の選任（議長指名、簡易採決）

13 議員定数等調査特別委員会の設置

(1) 設置議決（簡易採決）

(2) 委員の選任（議長指名、簡易採決）

14 関西広域連合議会議員の選挙

(1) 選挙の方法

指 名 推 選（簡易採決）

(2) 指名の方法

議長による指名（簡易採決）

(3) 議長指名

戸井田 ゆうすけ 議員

村 岡 真夕子 議員

伊 藤 勝 正 議員

(4) 当選人の決定（簡易採決）

(5) 当選告知（口頭）

15 兵庫県競馬組合議会議員の選挙

(1) 選挙の方法

指名推選（簡易採決）

(2) 指名の方法

議長による指名（簡易採決）

(3) 議長指名

橋本 成年 議員

北口 寛人 議員

伊藤 傑 議員

佐藤 良憲 議員

内藤 兵衛 議員

(4) 当選人の決定（簡易採決）

(5) 当選告知（口頭）

16 兵庫県・神戸市調整会議構成員の選挙

(1) 選挙の方法

指名推選（簡易採決）

(2) 指名の方法

議長による指名（簡易採決）

(3) 議長指名

(4) 当選人の決定（簡易採決）

(5) 当選告知（口頭）

17 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

18 閉会宣告

19 閉会あいさつ

議長

知事

正副議長辞職及び選挙順序（案）

1 議長辞職許可の件、日程追加上程（簡易採決）

辞職許可（簡易採決）

○ 浜田知昭議長退任あいさつ

2 議長選挙、日程追加上程（簡易採決）

（ 議場閉鎖 ）

(1) 開票立会人の指名（議長指名、簡易採決）

久保田 けんじ 議員

中 田 英 一 議員

里 見 孝 枝 議員

長 崎 寛 親 議員

伊 藤 栄 介 議員

岸 口 み の る 議員

(2) 投票（単記無記名）

(3) 開票

(4) 当選人の決定

（ 議場開鎖 ）

(5) 当選告知（口頭）

○ 議長就任あいさつ

（副議長と議長が議長席交代）

3 副議長辞職許可の件、日程追加上程（簡易採決）

辞職許可（簡易採決）

○ 谷井いさお副議長退任あいさつ

4 副議長選挙、日程追加上程（簡易採決）

（ 議場閉鎖 ）

(1) 開票立会人の指名（議長指名、簡易採決）

久保田	けんじ	議員
中 田	英 一	議員
里 見	孝 枝	議員
長 崎	寛 親	議員
伊 藤	栄 介	議員
岸 口	みのる	議員

(2) 投 票（単記無記名）

(3) 開 票

(4) 当選人の決定

（ 議場開鎖 ）

(5) 当選告知（口頭）

○ 副議長就任あいさつ

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 7 1 回 定例会

令和 7 年 6 月 1 2 日

（6月3日及び6日に提出された議案）

1 起立採決

第 7 6 号議案 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

2 起立採決

第 6 7 号議案 兵庫県公立大学法人定款の一部変更

3 簡易採決

第 6 2 号議案 令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算（第 1 号）

第 6 3 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

第 6 4 号議案 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例

第 6 5 号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

第 6 6 号議案 不妊症等に関する支援推進条例

第 6 8 号議案 兵庫県公立大学法人に対する出資

第 6 9 号議案 県立学校電子黒板一式の取得

第 7 0 号議案 二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その 6）請負契約の変更

第 7 1 号議案 一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第 1・第 2 トンネル（仮称）建設工事請負契約の変更

第 7 2 号議案 県営尼崎西昆陽住宅第 2 期建築工事請負契約の締結

第 7 3 号議案 県営宝塚山本住宅第 5 期建築工事請負契約の締結

第 7 4 号議案 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事請負契約の締結

第 75 号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

報 第 1 号 専決処分の承認

4 起立採決（閉会中の継続審査申出）

第 77 号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（本日提出された議案）

1 起立採決

第 78 号議案 監査委員の選任の同意

2 簡易採決

第 79 号議案 公安委員会の委員の任命の同意

3 簡易採決

議員提出第 13 号議案 兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例

議員提出第 14 号議案 兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

本日議決予定の請願（議決順）

第 3 7 1 回 定例会

令和 7 年 6 月 1 2 日

I 審査結果報告

- 1 起立採決（委員長報告、不採択）  
第 4 4 号 核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書提出の件
  
- 2 起立採決（委員長報告、不採択）  
第 2 4 号 兵庫県が削減した令和 7 年度医師臨床研修病院の研修医募集定員を令和 8 年度は 0 から 2 以上に増員を求める件  
第 4 1 号 公益通報者保護法違反疑惑について議会から監査委員への事務監査請求を求める件
  
- 3 起立採決（委員長報告、不採択）  
第 4 2 号 兵庫県政記者クラブの運営による定例記者会見に関する件
  
- 4 簡易採決（委員長報告、採択）  
第 4 3 号 地方消費者行政維持、強化のための対策を求める意見書提出の件

II 閉会中の継続審査申出

- 1 起立採決  
第 2 2 号 高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意見書提出の件  
第 3 4 号 障害児の豊かな教育のための条件整備を求める件
  
- 2 起立採決  
第 4 0 号 県として国に対して、公立学校の教職員未配置解消のための施策に早急に取り組むことを求める件

本日議決予定の意見書案（議決順）

第 3 7 1 回 定例会

令和 7 年 6 月 1 2 日

1 起立採決

意見書案第 6 4 号 外国人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等を求める意見書

意見書案第 6 8 号 地域医療を守るための医療機関への経営支援を求める意見書

2 簡易採決

意見書案第 6 3 号 地方消費者行政維持、強化のための対策を求める意見書

意見書案第 6 5 号 米の価格高騰対策と安定供給体制の強化を求める意見書

意見書案第 6 6 号 民生委員・児童委員の処遇改善と抜本的な人材確保策の検討を求める意見書

意見書案第 6 7 号 地域における「ふれあいサロン」及び「いきいき百歳体操」等への国の支援策の充実を求める意見書

意見書案第 6 9 号 脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

意見書案第 7 0 号 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための令和 8 年度教育予算拡充等を求める意見書

意見書案第 7 1 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

本日議決予定の決議案（議決順）

第 3 7 1 回 定例会

令和 7 年 6 月 1 2 日

1 起立採決

決議案第 5 号 岸口みのる議員に対する問責決議

2 起立採決

決議案第 4 号 増山誠議員に対する問責決議

第 3 7 1 回定例兵庫県議会  
議事日程（第 4 号）

令和 7 年 6 月 1 2 日  
午前 1 1 時開議

- 第 1 第 6 2 号議案ないし第 7 7 号議案  
報第 1 号  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 2 第 7 8 号議案、第 7 9 号議案  
知事提案説明  
表 決
- 第 3 議員提出第 1 3 号議案、議員提出第 1 4 号議案  
提 案 説 明  
表 決
- 第 4 請 願  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 5 意見書案第 6 3 号ないし意見書案第 7 1 号  
討 論  
表 決
- 第 6 決議案第 4 号、決議案第 5 号  
提 案 説 明  
討 論  
表 決
- 第 7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告
- 第 8 議会運営委員会の委員の選任
- 第 9 常任委員会の委員の選任

- 第 10 常任委員会の委員長及び副委員長の選任
- 第 11 議員定数等調査特別委員会の設置
- 第 12 関西広域連合議会議員の選挙
- 第 13 兵庫県競馬組合議会議員の選挙
- 第 14 兵庫県・神戸市調整会議構成員の選挙
- 第 15 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日議員並びに知事から提出された議案

第 3 7 1 回 定例会

令和 7 年 6 月 1 2 日

(議員提出議案)

議員提出第 1 3 号議案 兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例

議員提出第 1 4 号議案 兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

(知事提出議案)

第 7 8 号議案 監査委員の選任の同意

第 7 9 号議案 公安委員会の委員の任命の同意

請願の審査結果報告一覧表

第 3 7 1 回 定 例 会

令 和 7 年 6 月 1 2 日

委員会名	請願番号	件 名	審 査 結 果	備 考
議会運営委員会	第 41 号	公益通報者保護法違反疑惑について 議会から監査委員への事務監査請求 を求める件	不採択とすべきもの	
総務 常任委員会	第 42 号	兵庫県政記者クラブの運営による定 例記者会見に関する件	不採択とすべきもの	
総務 常任委員会	第 43 号	地方消費者行政維持、強化のための対 策を求める意見書提出の件	採択すべきもの	意見書
総務 常任委員会	第 44 号	核兵器禁止条約への署名、批准を求め る意見書提出の件	不採択とすべきもの	
健康福祉 常任委員会	第 24 号	兵庫県が削減した令和 7 年度医師臨 床研修病院の研修医募集定員を令和 8 年度は 0 から 2 以上に増員を求め る件	不採択とすべきもの	

請願の閉会中継続審査申出一覧表

第 3 7 1 回 定 例 会

令 和 7 年 6 月 1 2 日

委 員 会 名	請 願 番 号	件 名	備 考
文 教 常 任 委 員 会	第 22 号	高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意見書提出の件	
文 教 常 任 委 員 会	第 34 号	障害児の豊かな教育のための条件整備を求める件	
文 教 常 任 委 員 会	第 40 号	県として国に対して、公立学校の教職員未配置解消のための施策に早急に取り組むことを求める件	

## 意見書案提出書

令和7年6月10日開催の本委員会において、別紙「地方消費者行政維持、強化のための対策を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者 総務常任委員会

委員長 富山恵二

地方消費者行政維持、強化のための対策を求める意見書

令和6年版消費者白書によれば、令和5年の消費生活相談件数は90.9万件であり、消費者被害、トラブル額の推計は、過去最高の約8.8兆円に達した。65歳以上の相談件数が契約当事者全体の30.5%となり、高齢者の消費者被害、トラブルが大きな割合を占めており、被害態様についても多様化、高度化している。

この傾向は兵庫県内においても同様であり、住民にとって身近な地方公共団体の相談体制の維持、拡充が重要であることは明らかである。

国は地方に対する支援策として、交付金を措置した。交付金は、補助率10割で相談員の人件費にも充てることができるものであり、長い間、相談体制を下支えしてきた。

しかし、全国的にその活用期限が迫っており相談が受けられる体制を維持していくことができるのかが大きな課題である。

地方公共団体の自主財源は、交付金がなくなっても現状の施策を維持できるほど十分な程度に達しておらず、交付金が終了してしまうと、自主財源への移行が難しい小規模自治体において、相談窓口の維持が困難になったり、交付金で実施してきた啓発、消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高いと予想される。

国は、P I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めているが、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧されており、その負担によっても消費生活相談業務を始めとする地方消費者行政が縮小、後退するおそれがある。

P I O－N E T情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであって国の事務の性質を有する消費者行政費用と言え、全国各地の消費生活相談情報の収集が適時、適切、安定的に行われることが国の消費者行政にとっても必要である。

よって、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。

- 2 P I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E T登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第 10 条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 12 日

兵庫県議会議長 浜 田 知 昭

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	伊 東 良 孝 様
消 費 者 庁 長 官	新 井 ゆ た か 様

## 意見書案提出書

別紙「外国人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

外国人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等を  
求める意見書

近年、全国各地で外国人・外国法人による土地の取得が進み、一部地域においては水源地、農地、森林や、我が国の安全保障や国土保全にかかわる土地である重要施設周辺などが外国資本により取得される事例が相次いでいる。特に北海道や九州、沖縄などでは広大な土地が外国人・外国法人により所有されており、その実態把握すら困難な状況も見受けられる。

また、外国資本による住宅や別荘の大量取得が地域の地価高騰や空き家の増加、住民生活への影響を及ぼしているとの指摘もある。さらに、外国の警察機関や軍関係者等による不動産取得の懸念も報告されており、もはや看過できない状況となっている。

現行の法制度においては、外国人等による土地の取得や利用に関して明確な制限を設ける規定がなく、我が国として主権や安全保障を守る観点からも法整備が急務である。令和4年に施行された「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用規制等に関する法律」により、一部対応が講じられているものの、水源地、農地、森林は対象区域外となっており、包括的かつ実効的な制度とは言い難い。

さらに、WTOのGATS（サービスの貿易に関する一般協定）やRCEP（地域的な包括的経済連携）協定においても、土地取引の自由化に関する原則があるものの、加盟国には安全保障や公秩序を理由とした例外規定が認められており、我が国もこれを適切に活用する余地がある。

よって、国においては、外国人等による土地の取得及び利用を制限するため、下記事項について早急に取り組みられることを強く要望する。

記

- 1 現行の法制度の対象外である水源地、農地、森林を含め、重要施設周辺、離島等の国土保全・安全保障上重要な土地について、外国人等による取得及び利用に対する制限を設けること。
- 2 外国資本による不動産の大量取得の実態を把握するための登録制度や報告義務を導入すること。
- 3 GATSやRCEP等の国際協定における例外規定を活用し、我が国の主権・安全保障の確保を優先する方針を明確にすること。
- 4 地方公共団体と連携し、地方の実情に応じた土地取引の制限措置が可能となる制度の構築を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田 知 昭

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	村上誠一郎様
法務大臣	鈴木馨祐様
農林水産大臣	小泉進次郎様
国土交通大臣	中野洋昌様

## 意見書案提出書

別紙「米の価格高騰対策と安定供給体制の強化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

米の価格高騰対策と安定供給体制の強化を求める意見書

米は日本人の主食であり、食料安全保障の根幹をなすものである。兵庫県においても但馬・丹波・播磨地域などで米づくりが営まれ、地域経済や暮らしを支えている。

しかしながら、令和 6 年産米においては、記録的な高温・少雨等の異常気象により主要産地で品質低下や収穫減が発生し、実質的な供給不足を招いた。とりわけ業務用米の不足は深刻で、外食産業、給食事業者、介護・福祉施設等に大きな混乱をもたらしている。消費者の家計にも打撃を与え、国民の食生活の安定が揺らいでいる。

このような状況下においても、農家は以前からの後継者不足に加え、生産調整の継続やコスト高に直面し、将来にわたる米づくりの継続に不安を抱えている。令和 7 年産に向けても、作付意欲の低下や資材・肥料費の高騰などにより、供給不安が更に拡大するおそれがある。

よって、国においては、需給見通しの精緻化、価格安定に向けた仕組みの整備、備蓄米の柔軟な活用など、米の価格高騰対策と安定供給体制の強化を図る総合的な対応のため、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 今次の米不足の原因と影響を的確に検証し、将来に向けた需給安定策を講じること。
- 2 米の価格高騰については複雑な流通経路が主な要因となっているという指摘を踏まえ、早急に検証と対応を進めること。
- 3 外食・給食・介護福祉施設など業務用米において特に影響を受けている事業者への緊急的な支援策を講じること。
- 4 価格高騰による消費者の負担を抑えるため、政府備蓄米の市場放出や買入れ価格の調整等、弾力的な政策運用を行うこと。
- 5 農業者が安定的に米づくりを継続できるよう、資材・燃料費等の高騰に対応した支援を拡充すること。
- 6 令和 7 年産以降の作付が安定的に行われるよう、米の需給見通しの適切な情報提供と作付け支援を行うこと。
- 7 中長期的には、国内での食料自給体制の強化や、食料安全保障の観点から、水田農業の多面的機能の再評価と保全に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	村上誠一郎様
財務大臣	加藤勝信様
農林水産大臣	小泉進次郎様

## 意見書案提出書

別紙「民生委員・児童委員の処遇改善と抜本的な人材確保策の検討を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

## 意見書案 第 66 号

### 民生委員・児童委員の処遇改善と抜本的な人材確保策の検討を 求める意見書

民生委員・児童委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた3年の特別職の地方公務員である。無報酬とされ、費用弁償は国において年間60,200円が交付税措置されている。

少子・高齢化社会を迎える中で、民生委員・児童委員の役割はより複雑・多様化・困難化しており、例えば老々介護の相談、高齢者への詐欺被害防止、認知症の独居高齢者の見守りなどとともに、児童虐待や引きこもりなどへの対応が大きな課題となっている。

このような業務の困難化の中、民生委員・児童委員のなり手も不足してきており、本県でも人材確保対策に苦慮しているところである。

団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年を迎えるとともに、国を挙げて子育て支援を進めている今、民生委員・児童委員の処遇改善と抜本的な人材確保策の検討は喫緊の課題であることを踏まえ、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

#### 記

- 1 民生委員・児童委員に対する費用弁償の交付税措置の単価を引き上げるなど財政支援を拡充すること。
- 2 本県が全国に先駆けて創設した民生・児童協力委員、民生・児童推進委員などの名称で民生委員・児童委員のサポートを無償で担う方々の位置付けを明確化し、費用弁償などへの財政支援を創設すること。
- 3 国において民生委員・児童委員の抜本的な人材確保策を検討する有識者会議を設置し、その提言を踏まえた制度改正を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	村上誠一郎様
財務大臣	加藤勝信様
厚生労働大臣	福岡資麿様

## 意見書案提出書

別紙「地域における「ふれあいサロン」及び「いきいき百歳体操」等への国の支援策の充実を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭 様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

意見書案 第 67 号

地域における「ふれあいサロン」及び「いきいき百歳体操」等への国の支援策の充実を求める意見書

地域内の高齢者、子育て中の親子及び児童等の地域住民を対象とした、居場所や交流の場づくりを目的とした活動は、地域により「ふれあいサロン」等多様な名称・内容の取組があるが、少子高齢化、核家族化が進む中、地域社会の活力の維持に重要な事業である。また、2002年に高知市から始まり筋力を中心としたトレーニングで高齢者のフレイルを防止する「いきいき百歳体操」は、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年を迎える中、名称は様々であるが本県内でも多くの市町で実施され、介護予防やふれあいの場づくりの観点から不可欠の事業となっている。

現在、「住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援」として地方交付税により財政措置が講じられているところである。

少子高齢化のなかで、「ふれあいサロン」及び「いきいき百歳体操」等の活性化は、地域の活力を維持する上で喫緊の課題であるが、近年の物価高騰やボランティアの担い手不足により、事業の運営が厳しくなっている。国においては現在のこれら事業に対する財政措置を更に拡充されるとともに、ボランティアの人材確保策の検討など国を挙げてこれら事業の展開を一層進められることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	村上誠一郎様
財務大臣	加藤勝信様
厚生労働大臣	福岡資麿様

## 意見書案提出書

別紙「地域医療を守るための医療機関への経営支援を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

地域医療を守るための医療機関への経営支援を求める意見書

地域医療を担う医療機関の多くは、近年の人件費の上昇、光熱費や材料費の高騰により深刻な経営難に陥っている。これは、医療は診療報酬という公定価格で価格が決められており、各医療機関は物価上昇分を価格転嫁できないことに一因がある。

また、令和 6 年度補正予算により措置された医療施設等経営強化緊急支援事業のうち、医療需要の急激な変化を受けて、病床数の適正化を進める医療機関を支援することを目的とした病床数適正化支援事業では、本県の要望額に対する内示額は大幅減となっており、内示率は全国平均 13.4% に対し 4.5% と大きな乖離が生じている。

加えて、令和 6 年度診療報酬改定において、過去のデフレ時代から継続されている「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という財政制約が、物価や人件費が上昇する環境下にもかかわらず踏襲された。その結果、医療機関の経営状況は更に悪化し、経営破綻の危機に直面している。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地域医療を守るため、直近の医療機関の経営状況を考慮し、地域医療構想との整合性や地域実態を踏まえた病床数適正化支援事業の追加配分等の緊急的な財政支援措置を講ずること。
- 2 医療機関の診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 社会保障予算に関して、財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田 知 昭

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	村上誠一郎様
財務大臣	加藤勝信様
厚生労働大臣	福岡資麿様

## 意見書案提出書

別紙「脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

脳脊髄液漏出症（または脳脊髄液減少症）は、交通事故などにより硬膜から髄液が漏れ出すことで発症するが、頭痛や頸部痛、めまいなどの様々な症状を生じ、交通事故の重篤な後遺障害の一つとなっている。

しかし、後遺障害の等級認定については制度間で差があり、労災保険では 12 級以上と認定されるケースがある一方で、自賠責保険制度では適切に認定されず、多くの患者が救済されていないとの報告がある。このような状況では、公平性や透明性が確保されているとは言い難い。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 12 日

兵庫県議会議長 浜 田 知 昭

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
総 務 大 臣	村 上 誠 一 郎 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
国 土 交 通 大 臣	中 野 洋 昌 様

## 意見書案提出書

別紙「主体的・対話的で深い学び」を実現するための令和8年度教育予算拡充等を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭 様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

## 意見書案 第 70 号

### 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための令和 8 年度教育予算拡充等を求める意見書

文部科学省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によると、全国の小・中・高等学校における不登校児童・生徒数（令和 5 年度）は 41 万人を超え、特に小・中学校で 11 年連続増加し、過去最高となっている。

学校現場では、いじめ案件や不登校のこどもたちへの対応だけでなく、多様化するこどもたちや保護者の対応、教職員の未配置問題、常態化している長時間労働等、多岐にわたる課題が山積している。

厳しい財政状況の中、独自財源により教職員の加配措置や少人数学級編制等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が 3 分の 1、残り 3 分の 2 は地方交付税として措置されているが、全国のどこに住んでいても、こどもたちに豊かな学びと育ちを保障するための条件を整備するには国による財源の保証が必要不可欠である。

令和 2 年度の法改正により小学校の学級編制標準は令和 7 年度で全ての学年が 35 人に引き下げられ、中学校では令和 8 年度から引き下げる方針となっているが、教職員の働き方改革を更に推進し、教材研究や授業準備の時間を確保するためには、加配教員や専門職種の増員を含む教職員定数の改善等の条件整備は不可欠である。

よって、国におかれては、上記の状況を踏まえ、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
- 2 教職員の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員や専門職種の増員などを推進すること。また、加配定数は基礎定数への振替えではなく教職員定数の拡充により改善すること。
- 3 高等学校での少人数学級編制を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田 知 昭

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
内閣官房長官	林 芳正 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
財務大臣	加藤 勝信 様
文部科学大臣	あべ 俊子 様

## 意見書案提出書

別紙「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	谷口俊介
	〃	佐藤良憲
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	吉岡たけし
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	橘秀太郎
	〃	白井かずや
	〃	脇田のりかず
	〃	里見孝枝
	〃	小西ひろのり

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

再審制度は、三審制のもとで確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生に大きな影響を及ぼし、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合には人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後間もなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第4編（再審法）は、戦後の法改正から取り残された結果、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。

また、過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、これにより誤った再審開始決定が是正されている事案も存在するものの、不服申立てによって更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されるとともに、検察官は不服申立てによらずとも、再審公判において主張の機会が保障されており不都合はないとの見解もある。

えん罪は減らすことはできても無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにもかかわらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続規定が整備されなければならない。

については、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田 知 昭

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	石破茂様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	村上誠一郎様
法務大臣	鈴木馨祐様

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

令和7年6月12日

富	山	恵	二
小	泉	弘	喜
北	野		実
上	野	英	一
越	田	浩	矢
吉	岡	た け	し
谷	口	俊	介
奥	谷	謙	一
飯	島	義	雄
佐	藤	良	憲
門		隆	志
浜	田	知	昭

常 任 委 員 会 委 員 名 簿

(令和7年6月12日)

区 分 (定数)	総 務 (13)	健 康 福 祉 (13)	産 業 労 働 (12)	農 政 環 境 (12)	建 設 (12)	文 教 (12)	警 察 (12)
委員長	風 早 ひさお	門 隆 志	中 田 英 一	長 瀬 たけし	富 山 恵 二	青 山 暁	竹 尾 ともえ
副委員長	さかた たかのり	前 井 ま き	松 本 裕 一	里 見 孝 枝	菅 雄 史	大 上 和 則	赤 石 まさお
委 員	中 村 大 輔 松 尾 智 美 松 井 重 樹 伊 藤 傑 増 山 誠 斉 藤 なおひろ 上 野 英 一 越 田 浩 矢 長 岡 壯 壽 浜 田 知 昭 山 本 敏 信	橋 本 成 年 大 塚 公 彦 北 浜 みどり 大 前 はるよ 丸 尾 ま き 脇 田 のりかず 岸 本 かずなお 飯 島 義 雄 内 藤 兵 衛 石 川 憲 幸	別 府 けんいち 大 矢 卓 志 北 口 寛 人 山 口 晋 平 北 上 あきひと 伊 藤 勝 正 谷 口 俊 介 岸 口 みのる 藤 田 孝 夫	太 田 やすふみ 黒 田 一 美 村 岡 真夕子 水 田 裕一郎 大 原 隼 人 北 村 智 島 山 清 史 橋 秀太郎 石 井 秀 武	前 田 ともき 岡 つよし 小 林 昌 彦 庄 本 えつこ 小 泉 弘 喜 大 豊 康 臣 長 崎 寛 親 白 井 かずや 吉 岡 たけし 高 橋 みつひろ	久保田 けんじ 麻 田 寿 美 なかい 隆 晃 天 野 文 夫 北 野 実 藤 本 百 男 住 本 陽 子 迎 山 志 保 原 テツアキ 北 川 泰 寿	鏑 木 良 子 戸井田 ゆうすけ 白 井 たかひろ 小 西 ひろのり 谷 井 いさお 奥 谷 謙 一 伊 藤 栄 介 松 本 隆 弘 黒 川 治 佐 藤 良 憲

(注) 健康福祉、産業労働、農政環境常任委員会は欠員各1名

## 特別委員会の設置について

別紙「議員定数等調査特別委員会設置要綱」により、議員定数等調査特別委員会を兵庫県議会委員会条例第4条の規定に基づき設置することを発議する。

令和7年6月12日

兵庫県議会議長 浜田知昭 様

(発議者)

議会運営委員会委員長 内藤兵衛

## 議員定数等調査特別委員会設置要綱

### 1 設置の目的

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、調査検討する。

### 2 委員会の性格

地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会とする。

### 3 委員会の名称

議員定数等調査特別委員会

### 4 委員の定数

12人

### 5 付議事件

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する調査

### 6 委員会の設置期間

令和7年6月12日から調査終了まで

### 7 調査経費

兵庫県一般会計歳出予算中

(款) 議会費

(項) 議会費

(目) 議会費

(事項) 委員会運営費

のうち議長が定める額

### 8 その他

議会閉会中も継続して調査できるものとする。

議員定数等調査特別委員会委員名簿

令和7年6月12日

前	井	ま	き
さ	か	た	た
上	野	英	一
島	山	清	史
岸	本	か	ず
橋		秀	太
谷	口	俊	介
高	橋	み	つ
門		隆	志
内	藤	兵	衛
藤	田	孝	夫
北	川	泰	寿

## 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和7年6月12日

### 総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の養成と働き方の推進について
- 5 県庁舎再整備の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 デジタル化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 芸術文化の振興について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
- 13 スポーツ振興について
- 14 防災・危機管理対策の総合的推進について

### 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援
- 4 医療確保と健康づくり

### 産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 兵庫を牽引する新たな産業の創出について
- 3 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展について
- 4 地域経済を支える人材の育成確保について
- 5 国際交流の推進について
- 6 観光による交流人口の拡大について

### 農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 総合的な環境施策の推進と循環型社会の構築について
- 6 健全な生態系の保全・再生と地域環境負荷の低減について

## 建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

## 文教常任委員会

- 1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進について
- 2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築について
- 3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実について

## 警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 少年の健全育成に向けた非行防止と保護対策の推進について
- 7 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

## 議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について

## 議会内における選挙の円滑な運営に係る確認事項

本県議会における議会内選挙の適正な運営に向けて、氏名を正確に記載することの徹底が図られたところであるが、改めて、有効・無効の判断が難しい投票がある場合の議事運営について、下記のとおり確認する。

### 1 開票作業

- (1) 開票作業に当たる職員は、投票用紙の記載内容を立会人が確認できるよう、丁寧に開票作業を進めることとし、有効・無効の判断が難しい投票については、あらかじめ、他の投票と明確に区別する。
- (2) 立会人は、上記1(1)で区別された投票について、速やかに有効・無効の判断を行い、必要な場合は、自らの意見を議長あて表明する。

### 2 結果の報告

議長は、上記1(2)の立会人の意見を聞いた上で、投票の有効・無効を決定し、選挙結果の報告を行う。

ただし、投票の有効・無効に係る立会人の意見が分かれるなど、選挙に関する疑義が生じた場合は、会議規則第34条の規定により、議長が会議にはかつて決める。

### 3 異議申し立て

上記2の選挙結果の報告に対して異議のある議員は、報告の後、直ちに議長の許可を得た上で、議席において、その内容を明らかにした上で異議申し立てを行う。

### 4 効力の決定

- (1) 議長は、選挙に関する疑義が生じた場合、または、異議申し立てがあった場合には、この取扱に係る議事運営について協議を行う議会運営委員会（改選年等で議運未設置の場合は各会派代表者会議、以下同じ）を開催するため、会議を暫時休憩する。なお、議場の開鎖に当たっては、議長は職員に対して投票用紙の保存を命じる。
- (2) 議会運営委員会において、表決方法（記名投票、無記名投票、起立表決）等を決定した後、会議を再開し、議員の表決により、投票の有効・無効を決する。
- (3) 上記4(2)の議会運営委員会では、必要に応じて開票結果に係る立会人の意見等を聴取するとともに、議員が自身の態度を判断する際に必要な措置を協議することとする。